

令和6年度 若狭おおい・高浜教育旅行バス助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 若狭おおい・高浜教育旅行誘致推進ネットワーク(以下「ネットワーク」という)は、おおい町並びに高浜町における福井県外からの教育旅行の更なる誘致を促進するために、学校行事として行う教育旅行に対して、貸切バスを利用した費用の一部を助成する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次条に規定する教育旅行を行う学校および当該学校から委託を受けた旅行会社(旅行業法および旅行業法施行規則により旅行業者としての登録を受けている者。以下「旅行会社」という。)とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象は、次の各号のいずれにも該当する教育旅行とする。

- (1) おおい町または高浜町内の宿泊施設に1泊以上すること。
- (2) 教育旅行ガイドブックに掲げる体験または、ネットワークが認める体験を1つ以上行程に含めること。

(助成対象期間)

第4条 助成対象となる教育旅行の対象期間は、令和6年5月1日出発から令和7年2月28日出発までとする。

2 助成金は先着順に受け付け、予算の上限に達し次第、応募を締め切るものとする。

(助成額)

第5条 助成額は、バス1台あたり30,000円とし、1団体あたりの上限を90,000円とする。

2 予算額は、360,000円とする。

(助成金の申請等)

第6条 助成金の申請は、旅行会社が行うものとする。ただし、旅行会社に教育旅行の実施の委託をしない学校については、学校が申請するものとする。

2 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を教育旅行実施日から15日前までにネットワークに申請しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 行程表(任意様式) ※但し、第3条の条件を満たす宿泊施設、体験内容を明記すること
- (3) 貸切バスを利用することが分かる書類(バス手配書等のコピー等)
- (4) その他ネットワークが必要と認める書類

(交付決定および通知)

第7条 ネットワークは、前条の規定により申請内容について審査し、交付要件に適合すると認めるときは、「交付決定通知書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更または中止)

第8条 前条の交付決定に係る教育旅行の内容を変更または中止する場合は、「変更・中止届」(様式第3号)をネットワークへ提出するものとする。この場合、変更のときは、変更後の行程表を添付するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は、教育旅行実施後1カ月以内または令和7年3月21日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類をネットワークに提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 貸切バスを利用したことが分かる書類(貸切バスの請求書のコピー等)
- (3) 体験料の支払い証明書(領収書または請求書)
- (4) 宿泊証明書(別紙1)
- (5) 請求書(様式第5号)
- (6) その他ネットワークが必要と認める書類
- (7) アンケート

(助成金の交付)

第10条 前条の実績報告の内容を審査し適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付する。

(交付の決定の取り消し等)

第11条 ネットワークは、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項についてはネットワークが別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。